

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ

届出制度が令和7年4月1日から始まります

鎌ケ谷市では、性自認や性的指向にかかわらず誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できる地域づくりを更に推進するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を導入します。

1 背景

近年、LGBTQ+や性的マイノリティという言葉が社会に広く定着してきており、国においても「全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念に基づいて、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（いわゆるLGBT理解増進法）」が制定されました。

その一方で、性的マイノリティに対する人々の理解は十分に深まっておらず、当事者は偏見や差別が存在する中で、様々な困難を抱えていると言われていています。また、我が国では同性同士の婚姻が認められていないため、法的な権利の制約や、双方の関係性についての周囲の無理解により、生きづらさを感じている当事者も少なくないと言われていています。性のあり方は一人ひとり違います。その違いを尊重することは、性的マイノリティだけでなく、すべての方が生きやすい社会の実現につながります。

2 制度の概要

本市では、パートナーシップを同性、異性を問わず、互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二人（同性カップルや、事情があって婚姻していない事実婚のカップル）の関係と定義します。そして、その関係にあることを市に届け出ることができる制度として、本制度を制定します。

また、双方又は一方に三親等以内の親族がいる場合、家族として生活する関係をファミリーシップとして届け出ることを可能とします。

本制度は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書やパートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カードを交付することで、パートナーシップ関係にある双方及び三親等以内の親族が家族として生活する関係を証明するものです。

なお、ファミリーシップについては、家族の証明が必要な場面において幅広い利用ができることを想定しております。

届出証明書の発行により法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティや事実婚のパートナーシッ

プ及びファミリーシップ関係にある方々の届け出を市が尊重し、応援するものです。

この制度がきっかけとなり、多様なパートナーシップや家族の在り方に対する社会的な理解が広がることを目指しています。

3 期待される効果の例と利用可能となる行政サービス

(1) 民間事業者のサービスに期待される効果の例

企業や各種団体によって異なりますが、病院での付き添いや面会、手術の同意、看取り等への理解、生命保険の受取人への指定、住居の賃貸契約における同居等の理解、住宅ローンの共同申し込み、クレジットカードの家族カードの作成、携帯電話等の家族割の適用、家族を対象とした福利厚生の利用が可能となることなどが期待されます。

(2) 利用可能となる行政サービス等

届出証明書及び証明カードの提示により、次の行政サービス等が利用可能となります。なお、制度、サービスごとに所定の要件があります。

ア 住民票の続柄を「縁故者」に変更が可能です。

イ 犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の申請ができます。

ウ 市営住宅の申込みができます。

エ 被災証明書を委任状不要で発行できます。

4 他の自治体との連携

県内において、複数の自治体間で「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定」を締結していますが、本市も令和7年4月1日付でこの協定を締結する予定です。

この協定を締結することで、制度利用者が協定を締結している自治体に転居する場合は、転出先の自治体への手続きのみ行い、転出元の自治体への手続きは不要となります。（通常は、転入・転出する場合、通常は転出元の自治体へ証明書の返還等の手続きを行い、改めて必要書類を揃え、転出先の自治体で届出を行う必要があります。）

また、転出先の自治体への婚姻をしていない者であることを確認する書類（戸籍全部事項証明書等）の提出を省略することができます。

なお、全国のパートナーシップ制度実施自治体間で構成される「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」への加入も予定しており、これにより、県内における都市間連携と同様に制度利用者の負担軽減につながることを期待されます。

5 事業者の皆さまへのお願い

本制度の対象となる方々は、互いの関係性への理解が得られないことで、生活する上での制約や差別を受けるなど、生きづらさを感じている場合があります。本市では、性自認や性的指向にかかわらず誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し

活躍できる地域づくりを更に推進するため、事業者や関係団体と連携しながら、多様な生き方を選択できる環境をつくりたいと考えています。制度の趣旨をご理解いただき、本制度を活用できる場面が増えますよう、ご協力をお願いします。

6 交付書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書 (A4サイズ) 見本 (表・裏)

表

第5号様式 (第6条関係)

【交付番号】第 号
【交付日】 年 月 日

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書

届出者 届出者
ふりがな ふりがな
 氏名 氏名

特記事項

届出日 年 月 日

上記の者が、鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いをパートナー及びファミリーとして、次に掲げる事項の届出がなされ、これを受領したことを証明します。

○パートナーシップに係る届出
互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した関係であること。
 ○ファミリーシップに係る届出
パートナーシップ関係にある者の双方又は一方の三親等以内の親族を家族とし、協力する関係であること。

鎌ケ谷市長

※本証明書を使用する際には、裏面の注意事項等を参照してください。

裏

注意事項

- この証明書は、鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱の趣旨に従って利用すること。
- 届出者は、次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出ること。
 - 住所、氏名その他届出時に提出した情報の記載に変更があったとき。
 - パートナーシップの関係を解消したとき。
 - 双方とも市民でなくなったとき。
 - パートナーの一方が死亡したとき。
 - その他、届出の要件に該当しなくなったとき。
- 2(2)、(3)、(4)、(5)に該当する場合は、この証明書を市長に返還すること。ただし、特段の理由があるときはこの限りではない。

この証明書の提示を受けた方へ

鎌ケ谷市は、「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ケ谷」の実現を目指すため、この証明書を発行しています。

市民や事業者の皆様には、このパートナーシップ・ファミリーシップの趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、この証明書に記載された内容は個人情報です。ご本人の同意なく口外することのないようにご注意ください。

- パートナーシップとは
互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいいます。
- ファミリーシップとは
パートナーシップの形態にある者の双方又は一方に三親等以内の家族がおり、かつ、当該三親等以内の親族を家族とし、協力する関係にあることをファミリーシップといます。
- パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受けた際に確認した事項
この証明書は、市長に対してパートナーシップ・ファミリーシップの届出をした双方が、下記のすべての事項に該当することが認められた場合に交付されます。
 - 民法に定める配偶者がいないこと。
 - 他の者とパートナーシップ関係がないこと。
 - 民法第34条から第36条までに規定する婚姻をすることができない関係でないこと
(双方がパートナーシップ関係にある者であって、養子縁組をしている場合を除く)。

通称名を使用した届出について
以下に戸籍上の氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

届出者		届出者	
<small>ふりがな</small>	<small>ふりがな</small>	<small>ふりがな</small>	<small>ふりがな</small>
氏名	氏名	氏名	氏名

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード (携帯用) 見本 (表・裏)

表

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第4条第1項に基づき、届出がなされ、これを受領したことを証します。

届出日 年 月 日

本人 パートナー
ふりがな ふりがな
 氏名 氏名

鎌ケ谷市長

【交付番号】第 号 【交付日】 年 月 日

裏

この証明カードの提示を受けた方へ

鎌ケ谷市は、「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ケ谷」の実現を目指すため、この証明カードを発行しています。

市民や事業者の皆様にはパートナーシップ届出制度の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

また、証明カードに記載された内容は個人情報です。ご本人の同意なく口外することのないようにご注意ください。

戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)
 本人 パートナー
ふりがな ふりがな
 氏名 氏名

特記事項